

令和2年2月14日

【所管事務の調査（報告）】

**「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の
一部改正に向けたパブリックコメントの実施について**

資料 1 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の
一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

資料 2 パブリックコメント資料

資料 3 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（抜粋）

環 境 局

本市では、昨年6月に「川崎市災害廃棄物等処理計画」の下位計画として、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について定めた「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定するなど、災害時に円滑かつ適正に廃棄物の処理が行えるように取組を進めてきました。

これらの取組を踏まえ、災害発生時に、市のごみ処理センターや他都市・民間の処理施設を活用しても処理能力が不足する場合などに備えるために、災害時の特例として、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正を検討していることから、パブリックコメントを実施するものです。

1 条例改正による効果

廃棄物処理施設を設置する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める手続きが必要になりますが、「災害時に施設を設置する場合に必要な手続き」を条例に規定した場合、法律に定める非常災害時の特例の適用が受けられ、設置に必要な手続きの一部（「申請書等の縦覧」や「意見書の提出」、届出提出後の待機期間、使用開始前の検査など）を省略や短縮することができるようになり、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理につながります。

2 改正の概要

改正の
主な内容

- (1) 災害時において破砕施設などを設置する場合、通常時は必要な「申請書等の縦覧や申請書等に対する意見書提出の手続き」を省略するものとし、速やかに施設を設置・稼働することで、災害廃棄物の迅速な処理につなげます。
- (2) 焼却施設、最終処分場は周辺環境への影響を考慮し、災害時も原則として縦覧等を行うものとしませんが、生活環境の保全などの観点から早期設置が必要と判断した場合には、申請書の縦覧期間などが短縮できるようにします。
- (3) 条例施行規則において、届出に必要な様式等を定めます。

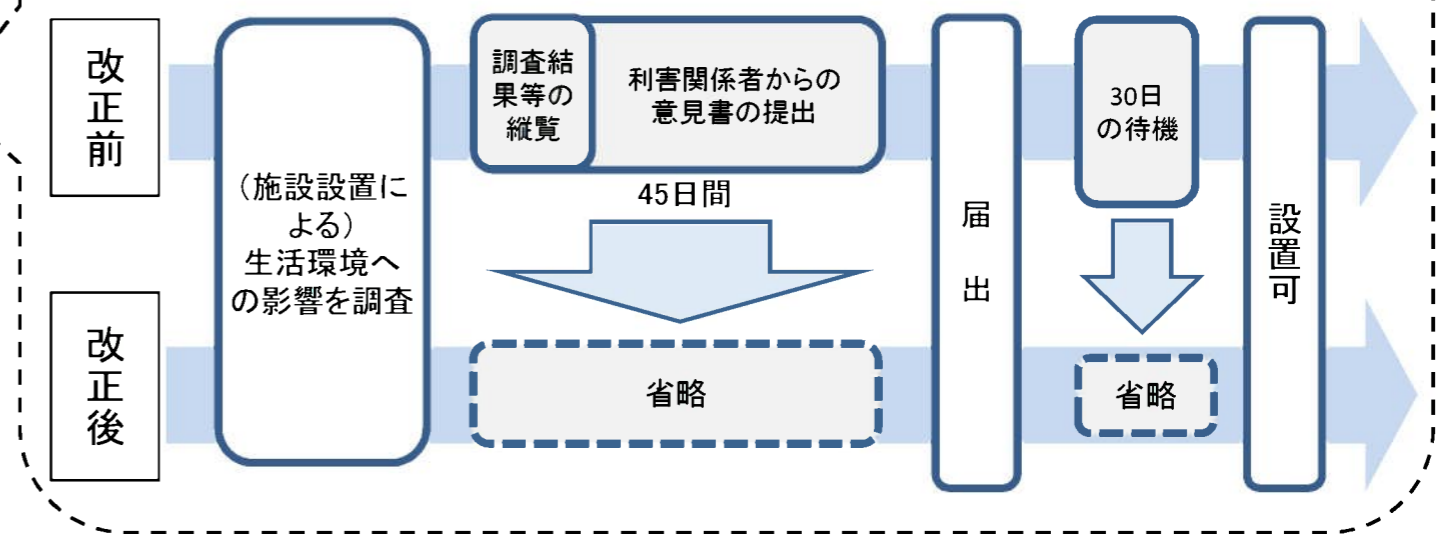
＜上記を踏まえた改正後の内容＞

	施設の種類	縦覧、意見書の提出	＜改正前＞ 施設設置許可の 標準処理期間	＜改正後＞ 施設設置許可の 処理期間※1
市が設置する場合	破砕施設など	無し	75日	0日
	焼却施設	有り	75日	45日※2
	最終処分場	有り	105日	45日※2
事業者が設置する場合	破砕施設など	無し	90日	30日※2
	焼却施設	有り	180日	75日※2
	最終処分場	特例の適用外		

※1 手続き上、最低限必要な法定期間の合計であり、書類作成や書類審査の期間は除く

※2 災害の状況等により早期設置が必要な場合は短縮が可能

(参考) 市が破砕施設を設置する場合の手続きの流れ



3 スケジュール

- 令和2年 2月17日～3月18日 パブリックコメントの実施
- 5月頃 パブリックコメント結果の委員会報告
- 6月 条例改正議案の提出
- 6月～7月 改正条例の公布とともに施行



「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の一部改正について御意見をお寄せください

本市では、昨年6月に「川崎市災害廃棄物等処理計画」の下位計画として、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について定めた「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定するなど、災害時に円滑かつ適正に廃棄物の処理が行えるように取組を進めてきました。

これらの取組を踏まえ、災害発生時に、市のごみ処理センターや他都市・民間の処理施設を活用しても処理能力が不足する場合などに備えるために、災害時の特例として、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正を検討していますので、広く市民及び事業者の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

2020（令和2）年2月17日（月）～3月18日（水）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局 生活環境部 廃棄物指導課（市役所第3庁舎16階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

題名、氏名(団体の場合は、名称及び代表者名)及び連絡先を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信
- (2) 郵送・持参 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市 環境局 生活環境部 廃棄物指導課 宛て（市役所第3庁舎16階）
- (3) ファクシミリ 044-200-3923

<留意事項>

- ・ 電話での受付及び個別回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報とは公開いたしません。
- ・ 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます（個人、団体を問いません）。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容と、それに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、2020（令和2）年6月にホームページで公表する予定です。

5 お問い合わせ

川崎市 環境局 生活環境部 廃棄物指導課 電話044-200-2594

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の一部改正について

本市では、昨年6月に「川崎市災害廃棄物等処理計画」の下位計画として、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について定めた「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定するなど、災害時に円滑かつ適正に廃棄物の処理が行えるように取組を進めてきました。

これらの取組を踏まえ、災害発生時に、市のごみ処理センターや他都市・民間の処理施設を活用しても処理能力が不足する場合などに備えるために、災害時の特例として、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正を検討しています。

1 条例改正による効果

廃棄物処理施設を設置する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める手続きが必要になりますが、「災害時に施設を設置する場合に必要な手続き」を条例に規定した場合、法律に定める非常災害時の特例の適用が受けられ、設置に必要な手続きの一部（「申請書等の縦覧」や「意見書の提出」、届出提出後の待機期間、使用開始前の検査など）を省略や短縮することができるようになり、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理につながります。



2 改正の概要

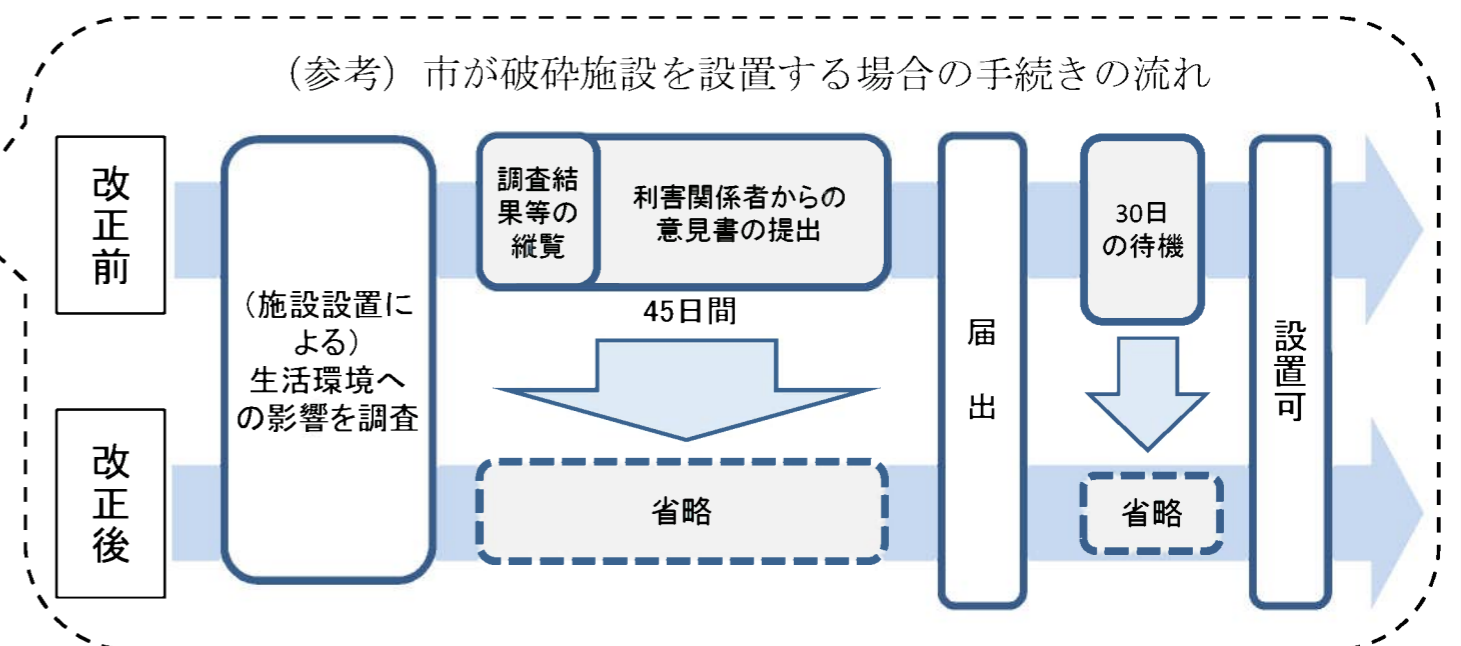
改正の
主な内容

- (1) 災害時において破碎施設などを設置する場合、通常時は必要な「申請書等の縦覧や申請書等に対する意見書提出の手続き」を省略するものとし、速やかに施設を設置・稼働することで、災害廃棄物の迅速な処理につながります。
- (2) 焼却施設、最終処分場は周辺環境への影響を考慮し、災害時も原則として縦覧等を行うものとしませんが、生活環境の保全などの観点から早期設置が必要と判断した場合には、申請書の縦覧期間などが短縮できるようにします。
- (3) 条例施行規則において、届出に必要な様式等を定めます。

＜上記を踏まえた改正後の内容＞

	施設の種類	縦覧、意見書の提出	＜改正前＞ 施設設置許可の 標準処理期間	＜改正後＞ 施設設置許可の 処理期間※1
市が設置する場合	破碎施設など	無し	75日	0日
	焼却施設	有り	75日	45日※2
	最終処分場	有り	105日	45日※2
事業者が設置する場合	破碎施設など	無し	90日	30日※2
	焼却施設	有り	180日	75日※2
	最終処分場	特例の適用外		

※1 手続き上、最低限必要な法定期間の合計であり、書類作成や書類審査の期間は除く
 ※2 災害の状況等により早期設置が必要な場合は短縮が可能



意見書

題名	「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」等の一部改正に関する意見募集について		
氏名			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	2020 (令和2年) 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	環境局 生活環境部 廃棄物指導課		
電話番号	044-200-2594	FAX番号	044-200-3923
住所	〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4		

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（抜粋）

目次、第1章～第5章 （略）

第5章の2 市が設置する一般廃棄物処理施設

第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象施設）

第41条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）

第5条第1項に規定するごみ処理施設

（2） 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（縦覧の期間及び場所）

第41条の3 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第41条の4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（川崎市環境影響評価に関する条例及び環境影響評価法との関係）

第41条の5 対象施設の設置が川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当し、当該指定開発行為について同条例第27条の規定による条例

評価書の公告（当該指定開発行為が同号ウに規定する第3種行為に該当する場合は、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告。以下同じ。）があった場合で、当該条例評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。対象施設の設置が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当し、同法第27条の規定による評価書の公告があった場合で、当該評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときも同様とする。

（他の地方公共団体の長との協議）

第41条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書を送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第2節 ～以下、省略～